

社会福祉法人晴幸福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人晴幸福社会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 役員とは、理事及び監事をいい、評議員をあわせて役員という。
- ② 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- ③ 非常勤の役員とは、役員のうち常勤の理事以外の者をいう。
- ④ 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、つぎの通り報酬を支給するものとする。

- ① 常勤の理事 報酬、賞与、退職慰労金
- ② 非常勤の役員 報酬
- ③ 評議員 報酬

(報酬額の算定)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- ① 報酬 別表第1に定める額
- ② 手当 別表第1に定める額の6%乗じた額
- ③ 賞与 別表第2に定める額
- ④ 退職慰労金 別表第3に定める算式により算出される額

2 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第4に定める額とする。

3 評議員に対する報酬の額は別表第5に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じ

て、当該各号に定める時期とする。

- ① 報酬 毎月 25 日（職員給与規定に準ずる。）
- ② 賞与 毎年 7 月と 12 月及び 3 月
- ③ 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 3 か月以内

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務に当たった都度、支給する。

3 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座振替によって本人に（死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族に）支給する。

（報酬等の日割り計算）

第 6 条 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から公休日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第 2 項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

別表第 1

常勤の理事の報酬

	理事長	業務執行理事	常勤の理事
月額	600,000	300,000	200,000

別表第 2 常勤理事の賞与

7 月の賞与	報酬月額×2.0
12 月の賞与	報酬月額×2.5
3 月の賞与	報酬月額×0.5

別表第 3 常勤理事の退職慰労金算定式

最終報酬月額×在任年数

別表第4 非常勤役員の報酬

① 理事

理事会等の会議への出席	30,000 円
上記の他、法人、施設業務のための出勤	30,000 円

② 監事

理事会等の会議への出席	30,000 円
上記の他、監事監査等法人業務のための出勤	30,000 円

別表第5 評議員の報酬

評議員会への出席	30,000 円
----------	----------